



「社会福祉事業に関する要望書」での政府交渉（11/25）報告

社会福祉経営全国会議では、障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会（障全協）の第98回オンライン全国集会・中央行動で、社会福祉事業に関する要望事項について分担し、政府交渉をしてきました。「社会福祉事業に関する要望事項」はホームページを参照ください。当日は、老健局介護保険課、社会・援護局障害保健福祉部、子ども家庭庁との交渉（社会福祉経営全国会議担当は正森、堤）でした。

社会福祉事業に関する要望書は、保育・障害・高齢の種別を超えた社会福祉事業について交渉を行うことが特徴です。2000年の介護保険施行以降、社会福祉事業は大きく変容しました。社会福祉法人は社会福祉事業を行うべく生まれた法人ですが、種別ごとのしくみやルールの違いの中で大きな矛盾を抱えながら運営しています。同時に、それは、国民の福祉を受ける権利がどのように蝕まれていっているのかが浮き彫りになります。要望項目は大きく8つの柱、23項目でしたが、特徴的な部分について報告します。

⑧(1) 新型コロナの教訓を施策に生かせ

新型コロナが5類に移行し、今年度の報酬改定では「新興感染症等施設療養費」という加算が新設されました。その他に、施設と医療機関との連携が求められました。しかし抗原検査キットの配布など、感染予防に関する支援はことごとく打ち切られました。

施設では、一度感染者が出ると大きく広がること、重症化しやすいことから、侵入をできるだけ防ぐための手立てや、早期に医療を保障することこそが重要と教訓化されたのではないのでしょうか。施設内療養を標準化し、それを行えば「加算」で評価するということでは命は守れません。新型コロナ禍の教訓を施策に生かすことを強く求めました。

⑧(2) 介護・障害報酬の根拠として「経営実態調査」を用いることについて

24年4月から、介護・障害分野では3年に1度の報酬改定が実施されました。その中で、介護分野のヘルパー事業（訪問介護事業）については、基本報酬が大きく引き下げられました。国はこのことについて、訪問介護事業の平均収支差率が7.8%と高かったこと、処遇改善加算の加算率は今回の改定で高く設定したことをこれまで繰り返し答弁しています。

しかし改定からまだ半年であるにも関わらず、

訪問介護事業所の倒産件数は昨年1年間の件数にまで登っています。国が根拠にする経営実態調査では、事業所の4割が赤字であることも読み取れます。「国は報酬改定の検討を行う際、経営実態調査の『平均収支差率』のみを重視し、『赤字事業所の実態や割合』は知っていても、このような決定を繰り返すのか？」と、迫りました。

⑧(3) 物価高騰・職員の賃上げに対応できる報酬のしくみに変えること

昨今の物価高騰、他産業の賃上げ実態は2～3年先を見通せないほど著しく上昇しています。社会福祉事業は公的価格で事業運営を行っているため、それらに対応するには公的価格がそれに連動しなければなりません。しかし、介護・障害の報酬は3年に1度であり、それに対応することができません。今回の改定では初年度2.1%、次年度1.2%の賃上げができる報酬としたとの説明がありましたが、他産業では昨年4%、今年は5.3%も上昇し、社会福祉事業と他産業の格差はさらに広がっています。これに対し、「臨時の報酬改定、またはそれに資する対策が喫緊に必要と思うが、どうか？」と迫りました。

子ども家庭庁は「今年度10%程度の改定について調整中」との回答、障害・高齢は「加算取得をしてもらえるように支援を行う」という回答でし

た。三原じゅん子大臣が11月15日記者会見で発表していた中身で、見聞された方も少なくないと思いますが、当該改定については、人事院勧告によるものが想定されているにすぎません。障害・高齢には、「喫緊の対策が必要という認識と対応についてどうか」との再度の投げかけを行いました。「報酬改定は、様々なシステムの変更などにも影響し、簡単にはいかない…」という、そもそもの制度の建てつけの矛盾が浮き彫りになる回答でした。

(4) 障害者総合福祉法の「骨格提言」の遵守、具体化を

上記、そもそもの制度の建てつけについての矛盾をどう見るのか、障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言（2011年8月30日）

（以下、「骨格提言」）の討論に入りました。

今回の障害の制度・報酬改定の中身は、骨格提言の思想を逆行させるものとなっています。国は骨格提言について、「重要なものと考えています」との回答を繰り返しています。私たちは、「その重要な認識の提言は、どのようなスケジュールで具体化を図ろうとしているのか？また、そのスケジュールを検討する議論はあるのか？」と問いました。国からは、「今のところ、それはない」という回答があり、「重要と認識していないからだ！」「2011年から何年経っていると思っているんだ！」など、会場にざわつきが起きました。

(5) 社会福祉施設設備の補助は予算ありきにしないこと

社会福祉施設整備の補助は、原則として国が1/2、自治体で1/4、法人の持ち出しは1/4という考え方になっていますが、現状では資材高騰もあいまって全く足りていません。国は、まず予算があつて、それを協議にはかられる施設に対し分配を行っているので、その母数によって金額が変動すると回答しました。同時に、それらの件数は、自治体から協議事項として上げられた件数だけであつて、実際には協議にあげてを断念された整備施設が少なくなく存在していることも認識していると回答しました。

社会福祉施設の整備は、既定された予算を分配するのではなく、必要な予算を確保することが原則であることを改めて強調しました。

(6) 保育分野の退職金共済制度については明確な回答をせず

現状保育だけに残っている退職金共済制度（退職手当共済制度の公費助成）ですが、今年度末で終了との声も聞かれています。現時点で具体的な方向が示されていないことから、「当面、変更はないと考えてよいか？」と、念を押すように問うたところ、「今、検討中、今年度末に具体化が示される」という回答でした。福祉で働く職員の処遇改善をすすめるべき時に、この退職金共済制度を廃止することは、全ての施策の方向と逆行している。存続、拡充こそ目指すべき道であることを強く訴えました。

(7) 障害者相談支援事業を第二種社会福祉事業にもどすこと

今年度に突如浮上してきた障害者相談事業への消費税課税問題です。私たちに納得いく説明はされていません。障害者相談支援事業が社会福祉事業か否かということについては、議論あるいは検討がされたのでしょうか。突き詰めれば「非課税の一覧に乗っていないから」という理由にしかなっておらず、決して納得できるものではありません。課税事業であっても、その課税分は委託費にオンされるからよいというものではありません。障害者相談支援事業は社会福祉を受けるインテークとして必要なものであり、内容的にも社会福祉事業そのものです。改めて、社会福祉事業に位置付けることを要求しました。

(8) 子ども誰でも通園制度では子育てを支援できない

子ども誰でも通園制度については、スケジュールが先行し、その運営基準や面積、職員の配置基準などが、ほぼ示されていません。子育てに不安を抱える人を保育園に入所できるようにすることや、現行の「一時預かり事業」を拡充する形こそ必要であることを訴えました。

残念ながら交渉によって得られる具体的な成果はありませんでしたが、私たちの願いと国施策との矛盾にある論点は明確にされたのではないのでしょうか。有意義な討論だったと思います。来年の4月、政府交渉を設定します。さらに切実な、多様な要求を持ち寄ってください、そして多くの皆さんが国施策の実際を知る機会にぜひ参加を、と呼びかけます。



文責 正森 克也（政策運動委員）

無断配布・無断引用を禁じます